

入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

平成 29 年 5 月 29 日

社会福祉法人 恩賜財団 済生会
神栖済生会病院
院長 高崎 秀明

1. 競争入札に付する事項

(1) 事業名称

平成 29 年度 血管 X 線診断装置の整備等

(2) 入札案件名称

血管 X 線診断装置及び周辺機器 一式

(3) 納入期限

平成 29 年 8 月 31 日 (木)

(4) 納入場所

社会福祉法人 恩賜財団 済生会 神栖済生会病院 (以下、「当院」という。)

(5) 所在地

〒314-0112 茨城県神栖市知手中央 7 丁目 2 番 45 号

(6) 入札方法

- ① 前記 1 (2) で示す血管 X 線診断装置及び周辺機器 一式 (以下、「本件」という。) を入札に付する。
- ② 入札に当たっては、前記 1 (2) 記載の本件に対して入札すること。
- ③ 入札金額については、調達物品の本体価格のほか、搬入、据付、配線、配管、調整、設置等及び今回の整備に係る付帯改修工事 (神栖済生会病院アンギオ室改修工事及び売店改修工事の設計図一式) について本件に要する一切の諸経費を含めて入札金額を記載すること。
- ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する金額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。) をもって落札価格とするので、入札金額については、消費税に関わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当額を除いた金額を記載すること。

(7) 調達内容及び条件

- ① 前記 1 (2) は、調達物品仕様書及び改修工事仕様書 (本公告に添付) 記載の要件を満たすものであること。
- ② 本件機器のメーカー保守点検契約に係る費用は含まない。
- ③ 前記 1 (2) については、当院直接買入れによる調達とする。

(8) 予定価格

有り

(9) その他

詳細は、入札説明書及び調達物品仕様書・改修工事仕様書・設計図書（以下、「入札関係書類」という。）による。

2. 競争入札参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。
- ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められるときから 3 年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は業務に関して不正の行為若しくは業務の遂行に当たって遵守しなければならない事項に反したとき。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために談合したとき。
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 競争入札の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由がなくて当院との契約を履行しなかったとき。
 - (カ) その他、当院に著しい損害を与えたとき。
 - (キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- ③ 済生会本部、支部及び施設（以下、「実施法人本部等」という。）の役員又はこれらの親族が役員をしているなど、実施法人本部等と特別な関係にある者。
- ④ その他、当院が不相当と認めた者。

(2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

- ① 入札前に提出する書類に虚偽の事実を記載した者。
- ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。

(3) 次の要件をすべて満たしている者であること。

- ① 茨城県有資格者名簿（物品・役務）において登録が認められている者で、大分類「精密機器類」の入札参加資格を有していること。
- ② 本件について、当院が指定する日時、場所に十分納品することができることを証明した者であること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（法令番号 平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）に規定するところの暴力団、準構成員またはその関係者でないこと。
- ④ 会社更生法（法令番号 平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（法令番号 平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による）。

3. 入札に係る書類の提出等

(1) 入札に係る書類の提出場所、問い合わせ先及び問い合わせ方法

〒314-0112 茨城県神栖市知手中央7丁目2番45号
社会福祉法人^{恩賜財団}済生会 神栖済生会病院
総務課用度係 担当：小片（おがた）
電話：0299-97-2111
ファクシミリ：0299-97-2134
Eメール：k-saisei@dance.ocn.ne.jp

*問い合わせについては、書面（ファクシミリでも可）又はEメールで行うこと。

(2) 入札参加に係る書類の提出及び資格確認申請結果通知

- ① 入札参加希望者は、平成29年6月2日（金）12時00分までに、次の(ア)から(ウ)までに示す書類（以下、「入札前提出書類」という。）を直接持参するか配達記録が残る郵便等（郵便等は、当日必着のこと。）により前記3（1）に記載した入札に関する事務を担当する所属に提出すること。
 - (ア) 「一般競争入札参加資格確認申請書」（本広告に添付）
 - (イ) 「秘密保持に関する誓約書」（本公告に添付）
 - (ウ) 前記2（3）①に記載した資格等を確認できる書類
- ② 入札前提出書類は、法人名称（商号）及び法人代表者氏名にて作成すること。
- ③ 資格確認申請結果については、平成29年6月3日（土）12時00分以降に入札担当者情報に記載された宛先に対して文書にて通知する。

(3) 入札説明会の日時及び場所等

本件入札に係る入札説明会は実施しない。

但し、調達物品の要求仕様及び神栖済生会病院アンギオ室改修工事及び売店改修工事の設計図に関する質疑応答については、期間を設けて電子メールにより受け付ける。

質問受付期間 平成29年6月5日から平成29年6月6日まで

質問回答日 平成29年6月8日まで

質疑書の様式は任意とする。

質問書受付電子Eメール：k-saisei@dance.ocn.ne.jp

(4) 入札関係書類の交付

前記3（2）の資格確認申請結果において、本件入札参加資格「有」とされた入札参加希望者に対して、前記3（2）③と合わせて、希望申請された入札案件に係る入札関係書類を交付する。

但し、設計図書1式（PDF電子データCD版）については、前記3（1）に記載した入札に関する事務を担当する所属に受け取りに来た者に対して貸与する。

4. 入札書類の提出

(1) 入札日時

平成29年6月12日（月）14時00分より

(2) 入札場所

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会 神栖済生会病院 2階会議室

(3) 提出書類

入札説明書を参照すること。

(4) 開札

入札後、即時開札する。

(5) その他

詳細は、入札関係書類による。

5. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札者に要求される事項
 - ① 競争入札参加者は開札日の前日までの間において、入札前提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - ② 入札前提出書類は当院において審査するものとし、採用しうると判断した入札前提出書類を添付（提出）した入札参加希望者を入札参加対象者とする。
- (4) 入札の無効
 - ① 本公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる業務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
 - ② 前記3（2）③において、本件入札参加資格「有」として入札した場合であっても、開札後、改めて資格を確認して資格の確認ができなかった場合は、入札の無効とする。
- (5) 落札者及び落札価格の決定方法
提出された有効な入札書のうち、予定価格（総価）の制限の範囲内で最低価格の有効な入札を行った入札者を落札者とする最低落札価格方式により、落札者及び落札価格を決定する。
- (6) 契約書の作成の要否
要
- (7) その他
詳細は、入札関係書類による。

6. 添付資料

- (1) 調達物品仕様書
- (2) 改修工事仕様書
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (4) 秘密保持に関する誓約書

以上

調達物品仕様書

血管 X 線診断装置及び周辺機器 一式

血管 X 線診断装置は、以下の仕様を装備すること。

項目	要求仕様
1	X 線管/X 線検出器保持装置は、以下の仕様を装備すること。
1-1	正面用保持装置は、以下の仕様を装備すること。
1-1-1	患者左右からの作業性を向上させるため、C アーム装置はオフセット方式ではなくインライン方式であること。
1-1-2	下肢血管撮影のため、C アームは患者長手方向に 2000mm 以上、電動移動可能であること。
1-1-3	上肢からのアプローチを安全に行うため、C アームは患者横手方向に 1800mm 以上、電動移動可能であること。
1-1-4	C アーム床固定部が回転し、C アーム全体が $\pm 130^\circ$ 以上回転できること。
1-1-5	保持装置を患者に対し斜め位置にセットした場合でも、患者臨床角に沿って LAO/RAO,CRA/CAU 回転を行うことができること。
1-1-6	検出器と X 線絞りが患者面に対して一定方向を保持するため自動的に回転する機構を有すること。
1-1-7	緊急時及び患者乗降時に、C アームが患者軸から外れカテーテルテーブルから離すことができること。
1-1-8	保持装置を患者頭側に配置したときの保持装置主回転範囲は RAO 120° /LAO 120° 以上であること。
1-1-9	保持装置を患者頭側に配置したとき、通常使用時における主回転（LAO/RAO 回転）の回転速度は $30^\circ /s$ 以上であること。
1-1-10	保持装置を患者頭側に配置したときの保持装置スライド範囲は CRA 50° /CAU 50° 以上であること。
1-1-11	保持装置を患者頭側に配置したとき、通常使用時におけるスライド回転速度は $20^\circ /$ 秒以上であること。
1-1-12	SID は 300mm 以上可変であること。
1-1-13	保持装置長手/横手位置、C アーム角度、SID、カテーテル寝台高さを登録し、自動設定するオートポジショニング機構を 60 メモリ以上有すること。
1-1-14	モニタに表示された Map 画像の撮影角度へ保持装置を設定可能であること。

- 1-1-15 Cアームコントローラは2台用意し、一方はカテーテルテーブルに、一方は台車に設置可能であること。
- 1-1-16 X線管、X線検出器は衝突安全機構を有すること。更に保持装置とカテーテル寝台との位置関係を監視、制御する干渉防止ソフトを搭載していること。

- 1-2 側面用保持装置は、以下の仕様を装備すること。
 - 1-2-1 バイプレーン設定が可能であること。
 - 1-2-2 正面側保持装置の床回転を行い患者頭部側に正面側保持装置の支柱のない状態でバイプレーン設定が可能であること。
 - 1-2-3 側面用保持装置が患者体軸方向に移動し、正面用保持装置との撮影中心が一致しない状態でも透視、撮影が可能であること。
 - 1-2-4 側面X線照射軸は±70mm以上、上下動可能であること。
 - 1-2-5 保持装置回転範囲はRAO120°/LAO120°以上であること。
 - 1-2-6 保持装置スライド範囲はCRA45°/CAU45°以上であること。
 - 1-2-7 術者/患者被曝低減(分散)の為に、側面保持装置のX線照射方向を180度入換え(反転)可能であること。
 - 1-2-8 複合角設定時でも、検出器とX線絞りが患者面に対して一定方向を保持するため自動的に回転する機構を有すること。
 - 1-2-9 バイプレーンセット時の正面側と側面側の保持装置の同期回転速度は10°/s以上であること。
 - 1-2-10 SIDは200mm以上可変であること。
 - 1-2-11 側面用保持装置のバイプレーンセット/退避は、ワンタッチで可能であること。
 - 1-2-12 保持装置長手/横手位置、Cアーム角度、SID、カテーテルテーブル高さを登録し、自動設定するオートポジショニング機構を64メモリ以上有すること。
 - 1-2-13 X線管、X線検出器は衝突安全機構を有すること。更に保持装置とカテーテルテーブルとの位置関係を監視、制御する干渉防止ソフトを搭載していること。

- 2 X線管装置は以下の仕様を装備すること。
 - 2-1 正面側X線管装置は、以下の仕様を装備すること。
 - 2-1-1 焦点サイズは、小焦点0.5mm以下、大焦点1.0mm以下であること。
 - 2-1-2 検査中に透視用焦点が断絶した場合に、撮影用焦点で透視を続行できるバックアップフォーカス機能を有すること。
 - 2-1-3 陽極回転支持機構が液体金属ベアリング方式であること。
 - 2-1-4 陽極熱容量が3000kHU以上であること。
 - 2-1-5 繰り返し撮影に支障をきたすことのないよう、最大7500HU/秒以上の陽極冷却率を有すること。
 - 2-1-6 X線絞り内には、コリメータと被曝低減用のX線線質調整フィルタを3種類以上装備すること。

2-1-7 使用する X 線線質調整フィルタの種類を、撮影プログラム及び透視モード毎に登録するなど、検査目的、臨床シーンの変化に合わせた最適な被曝低減が実現できること。

2-2 側面側 X 線管装置は、以下の仕様を装備すること。

2-2-1 焦点サイズは、小焦点 0.5mm 以下、大焦点 1.0mm 以下であること。

2-2-2 検査中に透視用焦点が断絶した場合に、撮影用焦点で透視を続行できるバックアップフォーカス機能を有すること。

2-2-3 陽極回転支持機構が液体金属ベアリング方式であること。

2-2-4 陽極熱容量が 3000kHU 以上であること。

2-2-5 繰り返し撮影に支障をきたすことのないよう、最大 7500HU/秒以上の陽極冷却率を有すること。

2-2-6 X 線絞り内には、コリメータと被曝低減用の X 線線質調整フィルタを 3 種類以上装備すること。

2-2-7 使用する X 線線質調整フィルタの種類を、撮影プログラム及び透視モード毎に登録するなど、検査目的、臨床シーンの変化に合わせた最適な被曝低減が実現できること。

3 X 線検出器は、以下の仕様を装備すること。

3-1 正面側 X 線検出器は、以下の仕様を装備すること。

3-1-1 X 線検出器は平面検出器 (FPD) であること。

3-1-2 使用前のマニュアルキャリブレーション等が不要で、最も多く普及している間接変換方式 FPD であること。

3-1-3 検出器最大視野サイズは 1 辺 28cm 以上であり、4 段階以上の視野切替えが可能であること。

3-1-4 検出器の外形サイズは 1 辺 40cm 以下であること。

3-1-5 検出器の出力マトリクスは最大 1500×1500 マトリクス以上であること。

3-1-6 災害時、停電時を考慮し、FPD は 24 時間通電が不要であること。

3-2 側面側 X 線検出器は、以下の仕様を装備すること。

3-2-1 X 線検出器は平面検出器 (FPD) であること。

3-2-2 使用前のマニュアルキャリブレーション等が不要で、最も多く普及している間接変換方式 FPD であること。

3-2-3 検出器最大視野サイズは 1 辺 32cm 以下であり、4 段階以上の視野切替えが可能であること。

3-2-4 検出器の外形サイズは 1 辺 40cm 以下であること。

3-2-5 検出器の出力マトリクスは最大 1500×1500 マトリクス以上であること。

3-2-6 災害時、停電時を考慮し、FPD は 24 時間通電が不要であること。

- 4 テレビモニタは以下の仕様を装備すること。
- 4-1 検査室には 58 インチ以上大型液晶モニタを設置し、8ch 以上の画像入力、表示が可能であること。
 - 4-2 4-1 のモニターは、3,840×2,160 画素以上、450cd/m² 以上を有すること。
 - 4-3 検査室には 4-1 のモニタ以外に同一台車上に、24 インチ相当のモニタを 2 台以上設置し、映像種を自由に切り替えられること。
 - 4-4 操作室には対角 18 インチ以上のモニタを、4 台以上設置すること。
 - 4-5 4-4 のモニタの解像度は、1,024×1,280 画素以上であること。
 - 4-6 4-1 のモニタのレイアウト変更、および映像種切替えは、操作室、撮影室にあるタッチパネルコントローラ（計 2 台）にて、制御が可能であること。
 - 4-7 4-3 のモニタの映像種切替えは、4-6 のタッチパネルコントローラにて、容易に変更可能であること。

- 5 カテーテルテーブルは以下の仕様を装備すること。
- 5-1 カテーテルテーブルは長手方向 1200mm 以上の移動が可能であること。
 - 5-2 カテーテルテーブルは横手方向±200mm の移動が可能であること。
 - 5-3 患者胸部位置の天板幅は 450mm 以上であること。
 - 5-4 天板の X 線吸収率は 1.5mmAl 当量以下であること。
 - 5-5 天板上下動は床面から天板上面まで、780mm 以下～1150mm 以上の範囲で可能であること。
 - 5-6 カテーテルテーブルは緊急時の対応のため、+90° ～-180° の範囲で回転ができること。
 - 5-7 カテーテルテーブルの耐荷重は 200kg（IEC）以上、心臓マッサージ（CPR）時の追加荷重は 100kg 以上であること。

- 6 X線高電圧発生装置の構造、機能及び性能は以下の仕様を装備すること。
- 6-1 高電圧発生方式は、インバータ方式を採用していること。
 - 6-2 公称最大電力は、100 k W以上であること。
 - 6-3 短時間定格、100kV-1000mA、125kV-800mA 以上の性能を有すること。
 - 6-4 撮影時間は、最短 1msec 以下の性能を有すること。
 - 6-5 パルス透視が可能で、臨床目的に応じ最大 30pps から 5 段階以上切り替えられること。また、5pps 以下のパルスレートを選択可能であること。
 - 6-6 自動で撮影条件が設定可能であること。
 - 6-7 品質管理のため、マニュアルにより撮影条件の設定が可能であること。

- 7 デジタルラジオグラフィ装置は以下の仕様を装備すること。

- 7-1 透視機能として以下の仕様を装備すること。
- 7-1-1 画像処理をリアルタイムに透視像に施し、自動で最適な透視画質を表示できること。
 - 7-1-2 リカーシブフィルタ方式や周波数分離処理とは異なる方式で、背景ノイズ低減、残像低減が可能で、かつ 70kV において平面検出器の MTF を劣化させない画像処理を有すること。
 - 7-1-3 検査目的毎または術者毎に画像処理条件を登録し、検査開始時に自動セットすることが可能であること。
 - 7-1-4 FPD の FOV 選択とは別に、リアルタイム透視像を 2 倍以上デジタル的に拡大表示が可能であること。
 - 7-1-5 透視画像のラストイメージホールドが可能であること。
 - 7-1-6 X 線絞り、補償フィルタの現在位置、移動状態を透視のラストイメージホールド画面上でグラフィック表示できること。
 - 7-1-7 透視中の任意タイミングの静止画及び X 線透視を OFF した時から遡って最大 60 秒間の透視画像を常にメモリ上に保存し必要に応じて本体ハードディスクに記録可能（透視前の収集選択操作が不要）であること。
 - 7-1-8 マニュアル操作によって、一度の透視中に最大 90 秒間の動画像を本体ハードディスクに記録可能であること。
 - 7-1-9 関心部位のみを X 線照射できるスポット透視機能を有すること。X 線照射野以外は絞りが入っており、絞り部分には透視の最初のフレームが表示されている被曝低減機構であること。

7-2 画像収集・処理・表示機能として以下の仕様を装備すること。

- 7-2-1 DA,DSA 撮影共に、最大で 1024x1024 マトリクス・12bit の画像収集が可能であること。
- 7-2-2 最大収集レートは、シングルプレーンで 60fps、バイプレーン 30fps が可能であること。
- 7-2-3 故障による画像消失のリスクを低減できる RAID ディスクを装備し、1024x1024 マトリクスで最大 100,000 枚以上の画像を記録可能であること。
- 7-2-4 撮影画像中のキーフレームを、最大 900 枚以上、静止画登録（Map 登録）することが可能であること。
- 7-2-5 透視中であっても、検査室/操作室双方で参照画像を動画で観察可能であること。
- 7-2-6 検査室/操作室どちらでも、透視中に参照画像の動画選択・表示、Map 作成が可能であること。
- 7-2-7 表示されている Map 像から、元の動画像をワンタッチで再生できること。
- 7-2-8 モニタの画像表示エリア外に、撮影画像のサムネールを常に表示し、検査室、操作室から任意画像を選択、再生できること。
- 7-2-9 検査室側での透視、撮影、動画再生、Map 作成等と並行して、操作室側でも当該検査の Map 作成、解析、次患者登録、任意患者のフィルミングや画像処理、DICOM CD-R への画像記録及びネットワーク送信操作等の各種操作を可能とする並行処理用端末を 1 台装備すること。

- 7-2-10 撮影像のデジタル的な拡大が最大 5 倍以上で表示が可能であること。
 - 7-2-11 検査室側のテーブルサイドコンソールで、撮影画像の WW,WL 調整、撮影プログラム選択などのデジタルラジオグラフィ装置の機能を操作できること。
 - 7-2-12 現在の保持装置角度に最も近い角度情報を有する参照画像をワンタッチで表示できること。
 - 7-2-13 画像へコメント入力は、自由記述及びプルダウンメニューからの定型文選択の双方で可能であること。
 - 7-2-14 1 台の装置で多目的の検査に対応するために（様々な使い方に対応するために）、術者や検査種類毎に、画像表示/処理条件、モニタ情報表示項目、ネットワークや CD-R への画像記録条件、使用する撮影プログラム、画像コメントのリスト内容等の装置のセッティング環境を選択変更し、常に最適な状態で検査を進めることが可能であること。
-
- 7-3 画像保管、ネットワーク通信、患者登録に関して以下の仕様を装備すること。
 - 7-3-1 DICOM3.0 形式で CD-R、DVD-RAM または DVR-R へ画像記録可能であること。
 - 7-3-2 CD-R への画像記録を検査終了後自動で行う設定が可能であること。
 - 7-3-3 画像ネットワークに対し、画像を送信保存し、画像検索を行い取得する機能（DICOM Query/Retrieve, Storage SCP による）を有すること。
 - 7-3-4 システムは、DICOM Storage (Storage SCU)、DICOM Storage Commitment (Storage Commitment SCU)、DICOM Modality Worklist Management、DICOM Modality Performed Procedure Step、DICOM Print の全てに対応していること。
-
- 7-4 デジタル撮影のアプリケーションとして以下の仕様を装備すること。
 - 7-4-1 D A/D S A/単発撮影/回転 DSA/3D-Angio 撮影/コーンビーム CT 撮影が可能であること。
 - 7-4-2 保持装置を患者の頭側、右側、左側から挿入した状態で回転 DSA が可能であること。
 - 7-4-3 距離計測、ROI 内計測が可能であること。
 - 7-4-4 冠動脈ステントのみを強調できる Stent 強調機能を有すること。
 - 7-4-5 被曝低減機能については、薬機が取得できているソフトウェアは全て装備すること。
 - 7-4-6 DSA 画像のピクセルシフトはマウス操作なしに自動でかかり、モニタ上に表示できること。
 - 7-4-7 局所の皮膚線量を人体モデルに対して、リアルタイムにカラーマッピングし、ピークの皮膚線量値を常時表示することができること。
-
- 7-5 3次元画像処理ワークステーションを備え、3D-Angio に関して以下の仕様を装備すること。
 - 7-5-1 回転 DSA、回転 DA 双方のアプリケーションから画像を再構成し、3D 表示が可能であること。
 - 7-5-2 回転 DSA 撮影後、サブトラクション像から再構成を行なうか、コントラスト像だけか

- ら再構成を行なうか選択可能であること。
- 7-5-3 コーンビーム CT 撮影専用の撮影テクニックを有し、ビームハードニング、リングアーチファクト、メタルアーチファクト等の影響を軽減する画像処理を施した断面像を表示可能であること。
 - 7-5-4 回転角 200° 以上のデータから再構成を行なうことが可能であること。
 - 7-5-5 回転 DSA の MASK 画像からデバイス像を、コントラスト画像から血管像を再構成し、3D ワークステーション上で 2 つのボリュームを重ね合わせ可能であること。
 - 7-5-6 3D ワークステーションで決定された最適な 3D 画像を検査室でも観察可能であること。
 - 7-5-7 検査室側に表示された 3D 画像の角度に合わせて、Cアームをオートポジショニングセットできること。
 - 7-5-8 3D 撮影後の画像転送、再構成、及び本ワークステーションでの 3D 表示まで自動で行えること。(マニュアル転送、画像取得作業が不要であること。)
 - 7-5-9 3D ワークステーションは薬事承認を得ており、Angio 画像の再構成以外に CT,MR 画像の再構成表示、CR、RI 等の画像観察、XA 像のマルチフレーム表示が可能であること。
 - 7-5-10 3D ワークステーションは並行処理端末等とは別に独立して設置すること。(Map 作成、画像処理、画像観察等の検査支援操作とは完全に独立して 3D 作成を可能とすること。)
 - 7-5-11 ボリュームレンダリング表示、MIP 表示、MPR 表示、スライスカット表示、仮想内視鏡表示が可能であること。
 - 7-5-12 3D 画像の臨床角度表示、拡大表示、距離計測、体積計測が可能であること。
 - 7-5-13 3D およびコーンビーム CT のボリューム画像を透視画像に重ねたロードマップが可能であること。
 - 7-5-14 穿刺ガイド機能を有すること。
- 8 動画サーバー・レポートを備え、以下の仕様を装備すること。
- 8-1 画像サーバーは以下の仕様を装備すること。
 - 8-1-1 CPU はインテル Pentium G3240 3.10GHz 相当×1 以上であること。
 - 8-1-2 メモリは 8GB 以上を有すること。
 - 8-1-3 OS は Microsoft 社製 Windows2012Server 相当以上であること。
 - 8-1-4 データベースは世界トップシェアで信頼性の高い Oracle11gR2 以上であること。
 - 8-1-5 画像保管用磁気ディスクは RAID1 で、画像保存領域として実効容量 700GB 以上の容量を備えること。
 - 8-1-6 すべての画像は外付け HDD にバックアップを取りること。
 - 8-1-7 JPEG 画像に DICOM 情報を付加してアンギオ画像と同じ検査の画像として画像サーバに保管できること。
 - 8-1-8 サーバの患者情報はネットワーク管理の権限がある人が修正できること。
 - 8-1-9 WindowsXP SP3 Professional 以上の OS を有するクライアント PC(電子カルテ端末等)で画

像表示できること。

- 8-1-10 2の画像観察装置（専用端末）を含め、最大5端末に動画配信が可能であること。
- 8-1-11 電子カルテ端末等の専用端末以外へは、DICOM画像の配信に加え、可逆、または非可逆の静止画圧縮画像の配信が可能であること。
- 8-1-12 電子カルテ端末等の専用端末以外での画像表示の基本的な操作性は専用動画アプリケーションと同じであること。
- 8-1-13 電子カルテ端末等の専用端末以外での画像参照では、動画/停止/コマ送り/コントラスト調整/輝度調整/拡大表示/分割表示できること。
- 8-1-14 電子カルテ端末等の専用端末以外での画像参照では、2分割して過去画像と比較表示することができること。

8-2 画像観察装置は以下の仕様を装備すること。

- 8-2-1 画層観察装置は、タワー型2モニターで画像表示してレポートが書ける装置を1式備えること。
- 8-2-2 CPUはインテル(R) Core(TM) i3-3240 プロセッサ (3.40GHz、3MB)相当以上の性能であること。
- 8-2-3 メモリは4GB以上であること。
- 8-2-4 OSはMicrosoft社製 Windows10 Professional 相当以上であること。
- 8-2-5 DVD+/-RWドライブを有すること。
- 8-2-6 発行されるDICOM-CDには簡易ビューワを同梱することが可能であること。
- 8-2-7 上記CDビューワにはサブトラックション機能があること。
- 8-2-8 画像リストをワンクリックすると即座にサムネイル画像を表示して画像表示画面に切り替わることなく画像確認できること。
- 8-2-9 画像リストをワンクリックすると関連画像リストを表示すること。
- 8-2-10 画像表示すると関連するレポートを表示すること。
- 8-2-11 2モニターに2種類の画像を表示し、過去画像と比較表示ができること。
- 8-2-12 5ボタンのマウスで画像の再生、停止、コマ送り、コマ戻し、シリーズ送り、シリーズ戻しができること。
- 8-2-13 1, 2, 4以上の分割表示が可能で過去検査との比較表示ができること。
- 8-2-14 DSA画像は自動的にサブトラックション表示し、リマスク、ピクセルシフト処理ができること。
- 8-2-15 保持装置を回転しながら撮影した場合は、各々の画像の角度を表示して、最適な角度を知ることができること。
- 8-2-16 過去の検査を比較する際、画像表示画面から患者リストに戻ることなくその患者の関連検査画像を選択して表示できること。
- 8-2-17 画像一覧リストから画像を開くと関連レポートが連携表示されること。
- 8-2-18 カンファレンスする場合、複数検査を選択しておいて、次々と切替えて画像を表示することができること。

- 8-3 解析ソフトウェアは以下の仕様を装備すること。
 - 8-3-1 心機能解析として Medis 社 QAngioXAV7.3 ソフトを 1 floating ライセンス備えること。

- 8-4 カテーテル検査レポートは以下の仕様を装備すること。
 - 8-4-1 レポートのデータベースは FileMaker であること。
 - 8-4-2 レポートの一覧リストからレポートを開くと関連画像が連携表示されること。
 - 8-4-3 Medis 社 QAngioXA の解析結果はワンクリックでレポートに数値、及び画像取込めること。
 - 8-4-4 レポートの任意の画面で検索ができること。更に検索結果を保持して一覧画面に戻りレポートを開くことができること。
 - 8-4-5 PCI レポートの検索では任意の項目で病変単位、または検査単位で統計が取れること。
 - 8-4-6 レポートを入力すると J-PCI のフォーマットのレポートができること。
 - 8-4-7 レポートで SyntaxScore 評価ができること。
 - 8-4-8 レポートで EuroScore 評価ができること。
 - 8-4-9 循環器レポートは国内で 290 施設以上で稼動実績があり信頼されていること。
 - 8-4-10 EP Lab の波形キャプチャー画面、3D マッピング画像の静止画データをレポートに取り込めること。
 - 8-4-11 被ばく線量システムの結果をレポートに取り込んで線量管理できること。

- 8-5 製品の品質保証は以下の仕様を満たすこと。
 - 8-5-1 動画ネットワークの製品はメーカーとして国内で 350 サイト以上稼動実績を持つこと。
 - 8-5-2 販売会社と同じ会社のサービス部門が県内にあり、その技術員はシステムの臨場的な使い方を含むサービス教育を定期的受講していること。
 - 8-5-3 メインの製品は品質マネジメントシステム規格 ISO9001 に認証された工場で製造され、トレーサビリティにより品質管理されていること。
 - 8-5-4 メインの製品は環境マネジメントシステム規格 ISO14001 に認証され、環境に配慮した工場で製造されていること。
 - 8-5-5 製造販売会社は情報セキュリティマネジメントシステム ISMS に認証され、情報セキュリティレベル管理をしていること。

- 9 映像マネジメントシステムは、以下の仕様を装備すること。
 - 9-1 最大 11 の映像信号を入力できること。
 - 9-2 最大 11 の映像信号を同一モニタ内に出力できること。
 - 9-3 4K モニタ 4 台以上、HD モニタ 2 台以上に同時に出力できること。

- 9-4 入力信号の画像フォーマット、画面比を自動で認識できること。
- 9-5 術中でも画像の拡大、縮小、画像のレイアウトを同一モニタ内で自由に調整できること。
- 9-6 レイアウトのパターンを事前に数の上限がなく登録できること。
- 9-7 各モダリティー画像の拡大、縮小、画像同士を重ねることができること。
- 9-8 滅菌されたマウスをオプションで選択可能なこと。
- 9-9 術中でも入力信号の追加は手術を停止せずにできること。

- 10 臨床用ポリグラフは以下の仕様を満たすこと。
 - 10-1 標準 12 誘導心電図、導出 18 誘導心電図、観血血圧×4 チャンネル、熱希釈式心拍出量、非観血式血圧、経皮的動脈血酸素飽和度(Spo2)、呼吸曲線、体温、CO2、BIS の測定が可能であること。
 - 10-2 心内心電図ユニットを準備することで心内心電図 80 極以上のカテーテル入力で 60 チャンネル以上の測定が可能であること。
 - 10-3 本体ハードディスク内に測定中の全波形を 12 時間以上、検査スタートから終了まで自動的に保存出来ること。
 - 10-4 波形表示画面は 2 画面装備し、表示エリアはともに 1600×1200ドット以上であること。
 - 10-5 随時のリアルタイム連続記録が可能であり、記録紙幅は 210mm であること。
 - 10-6 カテーテルテーブルに固定可能な専用キーボードを有し、心内圧解析、CO 測定、記録およびタイマー操作、イベント波形取込、表示波形切替が可能であること。
 - 10-7 入力部がモニタであること。
 - 10-8 計測波形の一時保存用ディスクドライブは物理容量 1TB 以上のミラーリング構成の HDD であること。
 - 10-9 システム用ディスクは SSD を採用していること。
 - 10-10 導出 18 誘導心電図が計測できること。
 - 10-11 血圧解析において 1 拍毎の詳細解析が可能であること。
 - 10-12 FFR 測定時の連続波形取り込みが可能であり、測定中に任意の場所にマーキングが行えること。
 - 10-13 ルーチン検査においてシーケンシャルプログラムが使用可能であること。
 - 10-14 スティムレーターの出力電圧は 20V 以上設定が可能で刺激表示パターンは 10 パターン以上表示できること。

- 11 大動脈バルーンポンプは以下の仕様を満たすこと。
 - 11-1 心電図、ペーサー、動脈圧、外部入力にトリガーできること。
 - 11-2 血圧センサー型 IAB カテーテルに対応していること。
 - 11-3 血圧センサーのキャリブレーションは自動で行うこと。
 - 11-4 心房細動に自動的に追従する機能を有すること。

- 11-5 トリガー追従レート 40~200bpm まで追従できること。
 - 11-6 バルーンの高速拡張に必要な陽圧+400mmHg と、高速収縮に必要な陰圧-700mmHg を有すること。
 - 11-7 心電図と血圧波形の両方から心拍周期を解析し、至適タイミングでバルーンの拡張収縮を行う機能を有すること。
 - 11-8 R 波の検知後高速にバルーン収縮ができること。
 - 11-9 電源投入後、キー操作 1 回で心電図の誘導を含む最適なトリガー信号の選択、ヘリウムガス充填、ポンピング開始、タイミング自動微調整までが自動的に行われること。
 - 11-10 電気メス使用中に心電図の状態に応じて、自動的に血圧トリガー等に切替ることにより、ポンピングが継続されること。また、電気メスの使用が終わったら、最適な心電図誘導によるトリガーに自動的に復帰すること。
 - 11-11 トリガーに使用していた信号が途絶えても、他の使用可能なトリガー信号に自動的に切り替えることにより、ポンピングが継続されること。
 - 11-12 血液検出機能を有すること。
 - 11-13 各種アラーム機能に加え、そのアラーム対処法に関するヘルプ機能を有すること。
 - 11-14 救急車等での搬送に備えて、2 時間以上駆動可能なバッテリーが搭載されていること。
 - 11-15 航空機（ドクターヘリ等）による搬送時の気圧変化に対応した安全機構を備えていること。
 - 11-16 下肢血行管理に必要な、ドップラー血流計を備えていること。
 - 11-17 水分除去機能を有すること。
-
- 12 血管 X 線診断装置関連周辺機器は以下の仕様を満たすこと。
 - 12-1 透視像を記録するため、透視連動式のハードディスクレコーダを装備していること。
 - 12-2 造影剤注入装置（シーマン ゾーンマスター Z モデルまたは同等以上の製品）を 1 台装備していること。
 - 12-3 専用カート搭載の除細動器（日本光電 TEC-5631 または同等品以上の製品）を 1 台有していること。
 - 12-4 天井取り付け式 LED 无影灯を 1 台装備していること。
 - 12-5 天井取り付け式防護パネルを 1 台装備していること。
 - 12-6 床置き型防護パネルを 1 台有していること。
 - 12-7 造影剤加温装置を 1 台有していること。
 - 12-8 検査室を俯瞰するカメラを 1 台有していること。
-
- 13 システム接続は以下の仕様を満たすこと。
 - 13-1 本装置と既存医療情報システム（電子カルテ・PACS・RIS）および心腔内超音波診断装置について、必要なシステム連携を行うこと。また、それにかかる既存医療情報システムの改修費用も、本入札金額に含め、納入業者の負担で行うこと。

- 13-2 13 - 1 に付帯して必要となる医療情報端末を整備すること。
- 13-3 13 - 1 および 13-2 に付帯して必要となるネットワークの施工を行うこと。
- 13-4 既存電子カルテと既存 RIS 間の循環器オーダー連携をおこなうこと。また、それにかかる既存医療情報システムの改修費用も、本入札金額に含め、納入業者の負担で行うこと。

- 14 装置本体の性能および機能以外に関する要件として、以下の内容を満たすこと。
 - 14-1 各種作業条件等
 - 14-1-1 機器の設置に係る重機搬送対応をはじめ、搬入、据付、使用前調整費（システム連携調整を含む）に係る一切の費用を含むこと。
 - 14-1-2 本仕様書に記載した機器が正常稼働するために、一次側設備(電源設備・空調設備・衛生設備・LAN・内装)の改修工事、X線防護工事(内装工事含む)を責任施工すること。なお、これらの施工に係る一切の費用は本入札金額に含め、納入業者の負担で行うこと。
 - 14-1-3 一次側設備工事の改修については、別添の「神栖済生会病院アンギオ室改修工事」図面資料に準拠して行うこと。据付時の壁貫通周囲や機器取付部と建築躯体との取り合い部分等は、病院建設工事に準じた仕上げとすること。
 - 14-1-4 X線防護工事の施工にあたっては、運用上支障の無い仕様で責任施行すること。また、機器の稼働に関して、X線防護性能に不足が認められた場合など不足が発生した場合には、当院にその旨の報告を直ちに行い、本入札金額の範囲内で必要な措置を納入期限までに完了すること。
 - 14-1-5 納入業者は各作業の実施にあたっては各種保険等に参加し、損害が発生した場合の損害賠償及び現況復旧の責を負うこと。
 - 14-1-6 各種作業の実施にあたって、患者や当院への来院者及び入院患者の安全を最優先に危険防止のために必要な措置を行うこと。また、入院患者の療養環境への配慮に努めること。
 - 14-1-7 各種作業の実施日時は、当院の勤務時間帯を原則とすること。ただし、騒音や震動が発生する工事を行う場合は、当院と詳細を協議した上で、指定された日時に実施すること。
 - 14-1-8 別添の「神栖済生会病院アンギオ室改修工事」図面資料との整合が取れない機器の提案はこれを認めない。
 - 14-2 サポート体制
 - 14-2-1 機器の取扱に関しては、担当する病院医療職が必要な技術を習得するまで、専門技術者を派遣し、十分に教育訓練を行うこと。
 - 14-2-2 機器の運用開始後であっても一定期間は、専門技術者を派遣立会いさせ、機器の稼働性能を確認するとともに病院医療職の使用操作に対し随時指導することとし、その期間は状況により、病院担当者と協議すること。
 - 14-2-3 取り扱い説明書は、日本語とし、必要部数を備えること。

14-3 障害時支援体制

- 14-3-1 障害が発生した場合は、夜間及び休日も含め 24 時間年中無休で電話連絡が確実に取れ、必要に応じて速やかに専門技術者が当院に到着出来る体制であること。
- 14-3-2 原則として 24 時間以内に障害を復旧出来ること。なお、諸事情により早急な復旧ができない場合は、速やかに当院担当者に報告すること。
- 14-3-3 無償保証期間における保証内容は下記の通りとすること。
 - 14-3-3-1 無償保証期間は、機器導入日から 1 年間とする。
 - 14-3-3-2 血管 X 線診断装置本体については、当該期間中における 2 回以上の定期点検費、人件費、作業費、出張費、修理部品費、定期交換部品費、リモートメンテナンス費（電話回線またはインターネット回線の設置使用料を含む）など、全ての費用を無償とすること。
 - 14-3-3-3 その他周辺機器（9、10、11、12）として調達した機器についても、原則として無償保証とすること。

14-4 その他

- 14-4-1 本仕様書に記載されている機器の使用に係る行政手続き、各種使用届出書の作成にあたっては、資料作成に協力すること。
- 14-4-2 納入業者は関係法令を遵守し、各作業の対応を行うこと。
- 14-4-3 本仕様書記載の機器について、納入までの間に新機種開発によりモデルチェンジまたは機能が強化され、当院が当初認識していた機能や設置条件等に変更が生じた場合、速やかにその情報を当院へ提供し、最新の仕様で納入すること。変更後の最新仕様での納入にあたっては、別途費用が発生しないこととする。
- 14-4-4 その他、本仕様書に記載のない事項または解釈に疑義が生じた事項は、適宜、当院と協議し当院の指示に従うこと。

改修工事仕様書

1、工事説明

当工事は、現在売店運営中の場所を改修してアンギオ室を整備するものである。病院が運営しながらの工事となるため、

- 1) 工事上の安全確保については十分配慮すること。
- 2) 建設資材の搬入については、仮置き場の場所、搬入ルートや搬入時間について工事計画を立案し、事前に病院の承諾を得ること。
- 3) 電気設備工事・空調給排水衛生工事で断水工事や停電工事を行う際は、工事計画を立案し、事前に病院の承諾を得ること。
- 4) 工事は、以下の手順で行うこと。
 - ① 玄関ホールに売店を移転するため、売店改修工事を完成し、引き渡しを行う。
 - ② 売店移転後、アンギオ室改修工事を行う。
- 5) 工事エリア以外で病院内の諸室で作業や調査を行う必要がある場合は、作業員名簿と作業内容、作業時間を届けること。

2、工事業者について

改修工事を行う者は、建設業法第3条の基準に基づく許可を持つものとし、建設業法に定める専任の主任技術者又は監理技術者を置くこと。

工事を外部に委託する場合は、受注者と協力施工会社の工事請負契約書の控えを提出すること。

3、建築材料・工事施工図の承認について

工事に使用する施工図・建築材料等については、病院の指定する工事監理者の承諾をうけること。

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会
神栖済生会病院
院長 高崎 秀明 様

住所（所在地）
氏名（法人名）
（代表者名）

印

入札担当者情報

部署名	
氏名	
電話番号	
ファクシミリ番号	
Eメールアドレス	

下記の入札への参加のため、競争入札参加資格の確認を申請します。

入札案件	血管 X 線診断装置及び周辺機器 一式
------	---------------------

<注意>

1. 提出年月日は、必ず記入すること。
2. 印は、外国人又は外国法人にあつては、代表者の署名をもって代えることができる。
3. 用紙の大きさは、A列4（縦）とする。

秘密保持に関する誓約書

平成 年 月 日

社会福祉法人 恩賜財団 済生会
神栖済生会病院
院長 高崎 秀明 様

住所（所在地）
氏名（法人名） 印
（代表者名）

電話番号： () -

（以下、「当社」という。）は、社会福祉法人 恩賜財団 済生会神栖済生会病院
血管 X 線診断装置及び周辺機器 一式 に係る入札の検討（以下、「本件目的」という。）を行なうに
あたり、貴院から当社に対して開示される秘密情報（以下、「秘密情報」という。）の取扱いに関し、
以下、記載条項のとおり誓約します。

（秘密情報の定義）

第 1 条 本件秘密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他の開示の方法を問わず開
示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、こ
の限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が秘密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

（秘密情報の取扱い期間）

第 2 条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

（表明及び保証）

第 3 条 貴院が秘密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙
示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

- 2 当社は、秘密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償
の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(秘密情報の取扱い)

第4条 当社は、秘密情報について厳に秘密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても秘密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の対策を講じます。

(秘密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、秘密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 秘密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき秘密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監査する官公署又は団体からその監督の目的のために秘密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた秘密情報に関する調査報告書、書面、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴院の事前の承認がない限り本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本件目的と関係のある第三者と接触しないものとします。

(秘密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の秘密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第9条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は水戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上